㈣	占有周波数帯幅が六〇〇kHzを超え八〇〇kHz以下のもの 中心周波数が、九二〇・九MHz以上九二三・一MHz以下の周波数であって、九二〇・九MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの
㈤	占有周波数帯幅が八〇〇kHzを超え一MHz以下のもの 中心周波数が、九二一MHz以上九二三MHz以下の周波数であって、九二一MHzに一〇〇kHzの整数倍を加えたもの

○総務省告示第五百十八号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十四条の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

「

⑴	占有周波数帯幅が二〇〇kHz以下のもの　九一六・八MHz、九一八MHz、九一九・二MHz、九二〇・四MHz、
⑵	占有周波数帯幅が二〇〇kHzを超え四〇〇kHz以下のもの　九二〇・五MHz又は九二〇・七MHz
⑶	占有周波数帯幅が四〇〇kHzを超え六〇〇kHz以下のもの　九二〇・六MHz

第二項の表中「九五四・二MHz」を

九二〇・六MHz又は九二〇・八MHz

に改める。

」

○総務省告示第五百十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の六第一号⑶の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千三百十二号（電波法施行規則第五十一条の九の六第一号⑴及び⑶並びに第二号の総務大臣が別に告示する周波数を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

第二項を次のように改める。

二　施行規則第五十一条の九の六第一号⑶の総務大臣が別に告示する周波数は、次のとおりとする。

九〇五MHzを超え九一五MHz以下の周波数

九三〇MHzを超え九四〇MHz以下の周波数

一、四五五MHzを超え一、四六五MHz以下の周波数

○総務省告示第五百二十号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）第十条の二第一項の規定に基づき、平成二年郵政省告示第七百十九号（陸上移動業務の無線局において使用する電波の周波数を表示する記号を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十四日

総務大臣　川端　達夫

1　MCA陸上移動通信用

記号及び記号に対応する周波数は、次の表1及び表2に掲げるとおりとし、表示の方法は、表1に掲げるものにあっては、同表の記号の欄に掲げる分類記号及びブロック番号に、表2に掲げるものにあっては、同表の記号の欄に掲げる記号によるものとする。この場合において、表1に掲げるブロック番号が1桁であるときは、十の位に0を付して表示する。

（表示例）　P01　P12　ABV

表1

記号		周波数
分類記号	ブロック番号(N)	
P	1～10	f＝930.025＋（2N－2）×0.025＋i×0.5MHz（0≦i≦7） 930.025＋（2N－1）×0.025＋i×0.5MHz（0≦i≦7） の式により与えられる16波
P	11～25	f＝934.025＋（2N－22）×0.025＋i×0.75MHz（0≦i≦7） f＝934.025＋（2N－21）×0.025＋i×0.75MHz（0≦i≦7） の式により与えられる16波 （ただし、ブロック番号25においては、939MHzを除く15波）
P	26～35	f＝934.0125＋（2N－52）×0.025＋i×0.5MHz（0≦i≦7） f＝934.0125＋（2N－51）×0.025＋i×0.5MHz（0≦i≦7） の式により与えられる16波
P	36～50	f＝934.0125＋（2N－72）×0.025＋i×0.75MHz（0≦i≦7） f＝934.0125＋（2N－71）×0.025＋i×0.75MHz（0≦i≦7） の式により与えられる16波
Q	1～50	同一ブロック番号に対応する記号P1～P50の周波数にそれぞれ6.25kHzを加えて与えられる16波 （ただし、ブロック番号25においては940.00625MHz、ブロック番号50においては939.99375MHzをそれぞれ除く15波）
B	1～50	同一ブロック番号に対応する記号P1～P50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる16波 （ただし、ブロック番号25においては、860MHzを除く15波）
C	1～50	同一ブロック番号に対応する記号Q1～Q50の周波数からそれぞれ80MHzを減じて与えられる16波 （ただし、ブロック番号25においては860.00625MHz、ブロック番号50においては859.99375MHzをそれぞれ除く15波）

注1　Nはブロック番号とする。
2　fは周波数とする。
3　iは整数とする。